

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答	
1	R2年 1月15日	公募 説明書	6	1	2)	(3)	① 業務終了時の引継業務	「所有する図面・資料の開示」とありますが、内容には応募者のノウハウがあります。開示に際しては、事前協議を行っていただくようお願いします。	図面・資料等に受託者の特許技術等が含まれる場合、当該部分の取扱については本市と受託者で協議することとします。	
2	R2年 1月15日	公募 説明書	6	1	2)	(3)	③ 業務終了時の引継業務	「運転管理等業務委託全般に係る指導」に対する費用は、提案上限額に含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	当該費用は提案上限額に含まれます。但し後任事業者に係る人件費については、本市が別途負担します。	
3	R2年 1月15日	公募 説明書	6	1	3)			本市が実施する業務の範囲	要求水準書P24記載では、見学者対応は「事業者は、～協力すること」という明記がありますが、事業者はあくまでも助勢のみと考えております。	要求水準書に関する質問として取り扱い、No.6にて回答します。
4	R2年 1月15日	公募 説明書	19	6	11)	(3)(4)		優先交渉権者選定後の手続き	(3)には「募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない」と前提条件がある上で、(4)には「契約詳細の協議後、見積もり合わせを実施」と記載ございます。前述(3)の内容が変更を伴わない場合は金額の変更がないものと解釈をします。どのような条件下で金額変更となるのでしょうか。ご教示願います。	公募参加者から提出された提案書が、そのまま全て契約内容と一致するとは限りません。例えば提案内容に本市にとって不要なサービスが含まれていた場合には、契約協議において当該部分を削除し、対応する費用の減額を求めることはあり得ます。また、公費を投入する以上、価格内訳について説明責任が果たせるように必要な箇所について優先交渉権者と協議を行う場合はございます。
5	R2年 1月15日	公募 説明書	20	9	2)			著作権等	「本市は、提案書の全部または一部を無償で使用」と明記ございますが、応募者のノウハウ等秘密情報に係る内容もございませぬ。「応募者との協議の上」とさせていただきます。	公募参加者と協議の上で提案書の全部又は一部を無償で使用することとします。
6	R2年 1月15日	要求水準書	24	2	1	8		見学者対応	要求水準書P24記載では、見学者対応は「事業者は、～協力すること」という明記がありますが、事業者はあくまでも助勢のみと考えております。	お見込みのとおりです。
7	R2年 1月15日	要求水準書	4	1	1	2	6	業務範囲	維持管理業務内容に「ただし、土木建築物のうち、全面塗装及び全面防水処理を除く」と記載ありますが、全面塗装及び全面防水施工の想定実施時期をご教授願います。	令和3年度以降に本市において建物の劣化状況を調査し、その結果に基づき検討する予定です。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答	
8	R2年 1月15日	要求水準書	4	1	1	2	6	業務範囲	土木建築物のエレベータ設備に関しまして、耐用年数は一般的に25年程度となりますが、設備設置から事業期間終了までの計31年間を使用期間と仮定した場合、メンテナンスで対応することが可能と判断し、維持管理費で費用を見込んでおります。その後さらなる事業期間が延長となる場合は、設備の更新が必要となります。更新費用については別途協議いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業期間が延長となった場合は、別途協議とします。
9	R2年 1月15日	要求水準書	9	1	2	13		基本性能	市様の参考図書閲覧で各施設の施設仕様書を確認しましたが、「基本性能」を指す部分は何の項目になるのでしょうか。	基本性能とは、各施設の仕様書で定められた処理能力・処理条件等を満たす為の各種設備等の性能を指します。
10	R2年 1月15日	要求水準書	34	3	3	2	9	車両	現在、公社様でリースされている車両はどのような扱いとなるのでしょうか。	車両は、要求水準書のとおり事業者による調達となります。
11	R2年 1月15日	要求水準書	9	1	2	14		搬入廃棄物・搬出物	搬入廃棄物の産業廃棄物の具体的な種類をご教示願います。	搬入廃棄物の産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項により処理する廃棄物を指します。
12	R2年 1月15日	基本協定書案	3	10	1			業務委託契約不締結等に係る賠償の予定	括弧書き「第21条第1項による場合」の記載事項は管轄裁判所に関する規定となります。言及する条文が誤っているものと推察されますため、関連性のある条文への変更をお願いします。	ご指摘のとおり誤記であることから、「第21条第1項による場合」から「第20条第1項による場合」へと訂正します。
13	R2年 1月15日	基本協定書案	3	10	2			同上	乙は賠償金に加えて、賠償金を超える甲の損害についても別途賠償責任を負う旨の記載があります。1項で「100分の5に相当する額」と記載があり、二重での賠償となりますため、「超過分の賠償金」については免責とさせて下さい。	第10条第2項は、現行のとおりとします。
14	R2年 1月15日	基本協定書案	3	13	2			本件対象施設の業務	乙への業務委託内容は明記ございますが、甲が具体的に行う業務(義務)の内容が不明確です。甲にて実施いただく事由がある場合は、内容を明確に履行する義務をご回答願います。	第13条第2項を「甲は本業務を受託者に委託し、次に掲げる業務を実施できるよう努めるものとする。」から「甲は本業務を受託者に委託し、乙は、次に掲げる業務を実施できるよう努めるものとする。」に訂正致します。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
15	R2年 1月15日	基本協 定書案	4	14				【代表企業は、・・・別紙4に定める内容の保証書を作成し、甲に提出しなければならない。】とありますが、構成企業は、SPCへの出資者であるため代表企業及び全構成企業の連名での提出でもよろしいでしょうか。	本保証書は、SPC設立前の応募企業グループの権利義務関係を、代表企業が保証する内容のものとなっております。本事業を行うためのSPCが既に存する場合には、全構成企業の連名での提出を認めます。
16	R2年 1月15日	基本協 定書案	4	15			計算書類等 の提出	乙を指す企業は、応募グループ各社ではなく、受託者であるSPCとして解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	R2年 1月15日	基本協 定書案	5	18	3		秘密保持義務	(2)への通知を行う際、事前通知を行う措置は非現実的と考えられます。(紛争となった際、甲乙共に弁護士等への開示を行う場合は、事前通知を相手方にするのは非現実的です) (2)につきましては、事前承諾及び通知無しに開示可能とさせていただけないでしょうか。	第18条第3項第2号は、現行のとおりとします。
18	R2年 1月15日	基本協 定書案	6	20	2,3		反社会勢力 排除	2項では「甲は、この基本協定を解除したときは、業務委託契約を締結せず、又は締結済みの業務委託契約を解除する。」と規定されており、業務委託契約締結後も本条が有効であることを前提とした記述となっています。 しかし、3項では「本条第1項の適用は、この基本協定の締結から第8条第1項に基づき甲と受託者が業務委託契約を締結したときまでとする」と規定されており、矛盾が生じております。 内容の統一をお願いいたします。	第20条第3項の「締結したときまで」を「締結した期間」へ訂正します。
19	R2年 1月15日	基本協 定書案	9	別紙1	2	(3)	株主の表明	第4条(3)には「本事業に関する業務の実施のみを目的とする」と記載され、報告書2.(3)には「受託者は、本事業のうち本施設の運転管理等に関する業務の実施のみを目的としています」とありますが、本事業の運転管理業務等以外の業務とは、具体的に何を想定されていますでしょうか。(公募説明書1.事業概要から本事業と運転管理等は同義と理解していますが)	第4条第1項第3項と報告書の株主の表明(3)は同義です。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
20	R2年 1月15日	業務委託契約書案	表書、4	3	7		表書内容 総則	<p>本件契約は、「基本協定書(以下、「基本協定」という)、別添の契約条項、公募説明書、公募に対する質問及び回答書、要求水準書並びに公募説明書に記載の甲の指定する様式に従い作成され公募時に提出した公募書類、運転管理等業務提案書、運転管理等業務提案書参考資料、回答書」と定義づけされております。</p> <p>一方で、契約条項3条7項において「この契約」という定義が置かれておりますところ、構成図書に齟齬が生じております。明確な使い分けがされているとは考えづらく、統一すべき(「本件契約」へ統一)と考えます。</p> <p>また、本件契約を構成する図書間の優先順位をご教示願います。</p>	<p>●業務委託契約書表書に「本施設の設計図書」を追加します。</p> <p>●契約条項第3条第7項の各号を以下のとおりとします。</p> <p>(1)業務委託契約書及び契約条項</p> <p>(2)基本協定書</p> <p>(3)要求水準書 (契約条項第1条第3項第3号に規定する書類)</p> <p>(4)本施設の設計図書</p> <p>(5)提案書 (契約条項第1条第3項第1号に規定する書類)</p> <p>(6)本件公募説明書 (契約条項第1条第3項第2号に規定する書類)</p> <p>●契約書表書、第3条第7項、第30条第2項に記載の「この契約」は、全て「本件契約」に訂正します。</p>
21	R2年 1月15日	業務委託契約書案	2	4	(5)		その他用語	<p>自然災害と人為的な現象が規定されていますが、これらに加えて、疫病(SARSや鳥・豚インフルエンザを含む)を含むとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
22	R2年 1月15日	業務委託契約書案	3	3	2		総則	<p>【乙の遂行する業務に本質的又は大きな変更を与えない場合】とありますが、どのような場合が該当するのかご教示願います。</p>	<p>大幅な人員の増加や費用の増加を伴わない運営方法の変更を行う場合を想定しております。例えば、現在の設備や人員で十分対応できる範囲での、運転管理方法の変更などが挙げられます。</p>
23	R2年 1月15日	業務委託契約書案	3	3	2		総則	<p>ただし書きで「乙の合意を得ずに、当該変更を行うことが可能」とございますが、「如何なる場合でも乙と協議の上」との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ただし書き以下については、協議を行わずに変更を行うことが可能な場合を想定しています。</p>
24	R2年 1月15日	業務委託契約書案	4	3	7		総則	<p>契約図書間に齟齬がある場合、優先順位は「(1)この契約書(2)要求水準書(3)甲が貸与する本施設の設計図書(4)提案書(5)募集要項」とする旨が規定されています。1条の各定義を確認しますと、このうちで質問回答を含んでいるのは(2)要求水準書(1条3号(3))のみです。</p> <p>他の図書についても質問回答書は契約図書として読み込まれるべきであり、かつ、質問回答書は、最優先で適用されるべきと考えます。内容反映をお願いいたします。</p>	<p>契約図書間の優先順位はNo.20で回答のとおりです。この回答によれば、質問回答の内容が契約内容に反映される文書は要求水準書および公募説明書となります。それ以外の文書(基本協定書、業務委託契約書、リスク分担表)は、(案)と記しているとおり、質問回答を含めて本市の現時点での考え方を示したものであり、具体的には優先交渉権者と契約協議の中で必要に応じて修正し、決定される内容となります。</p> <p>当該協議を経て両者で合意した内容が正となるため、公募段階での質疑内容を反映することは想定しておりません。</p>

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
25	R2年 1月15日	業務委託契約書案	5	9			第三者への損害	乙以外の責における事由が生じた場合は、免責とさせていただきます。	業務委託契約書第9章(P. 20)及びリスク分担表案をご確認ください。
26	R2年 1月15日	業務委託契約書案	5	10			保険	甲は、「…必要に応じた保険を付保する」とありますが、現時点で予定されている保険があればご教示をお願いします。	「公益社団法人全国市有物件災害共済会」の「建物総合損害共済(火災保険)」に加入予定です。
27	R2年 1月15日	業務委託契約書案	6	12	2		緊急事態への対応	緊急事態への対応に要した費用の負担について、不可抗力か否かで発注者及び受注者で合意できない場合、発注者及び受注者に責任がない場合、発注者及び受注者の責任が不明な場合については、発注者及び受注者で協議するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	R2年 1月15日	業務委託契約書案	7	19			運転計画	「年間運転計画については、対象年度の前年の12月末日までに、…それぞれ提出し、」とありますが、市様から提示される次年度のごみ搬入予定計画量に基づき決定されますので、10月頃までには、市様から提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。 また、かなり早い時期の12月末日までに提示する意図も併せてご教示願います。	ごみ搬入予定計画量につきましては、お見込みのとおり提示する予定です。 なお、提出時期を12月に設定している理由は、運転計画を提出していただいた後に、開場日等に係る市民への周知期間を確保するためです。
29	R2年 1月15日	業務委託契約書案	7	19	1、3		運転計画	「対象月の前月の20日までに」が、「甲の承認を得なければならない」にも該当するのかが不明確です。 該当有無どちらにしても、甲が乙に返答をする期限(例として、甲が提出を受けてから〇日以内等)、及び当該期限内に返答がない場合には「承認とみなす」のどちらと理解すればよろしいでしょうか。	運転マニュアルにつきましては、「事業期間の開始前までに作成し、甲の承認を得る」こととなります。 業務不履行に関する手続きにつきましては、「甲が乙に提出を求めることができる。」であり、提出期限については、その際に甲が乙に指定する事になります。 その他の計画書に係る日付につきましては、提出期限を定めたものであり、本市の承認に要する期間を含みません。甲が乙に返答する期限については、当該計画書の文書量等により変動すると考えられ、必要に応じて都度協議することを想定しています。
				20	1、2		運転マニュアル		
			16	60			期間点検・補修・機器更新計画		
				61			点検・検査実施計画		
				62			補修実施計画		
				63			機器更新実施計画		
22	82	(2)			業務不履行に関する手続等				

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
30	R2年 1月15日	業務委託契約書案	9	25			(計量棟に係る運転管理業務)業務の概要	昼休み時間の開場も含め業務に必要な従事者を配置するにあたり、管理棟内に計量棟従事者が更衣・休憩等で使用するスペース(部屋)を提供いただくことは可能でしょうか。	管理棟内に、受託者の従業員が常時使用できる部屋を確保することは想定しておりません。
31	R2年 1月15日	業務委託契約書案	9	26			処理手数料の徴収業務	処理手数料の徴収に必要な釣銭は発注者で準備いただけるのでしょうか。	釣銭については、受託者で準備させていただきます。
32	R2年 1月15日	業務委託契約書案	9	26			処理手数料の徴収事務	「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例に基づき」とありますが、処理手数料の徴収事務に関する記載が見当たりません。当該条例内容をご教示願います。	「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」については、手数料の金額及び徴収時期を規定しているものです。徴収事務に関する記載は、業務委託契約書「第2節 計量棟に係る運転管理等業務」に記載しているとおりです。
33	R2年 1月15日	業務委託契約書案	9	26	2		処理手数料の徴収事務	「手数料を収納したときは、所定の領収書に領収印を押し」とありますが、領収印は、宮崎市の印を押印するのでしょうか。それとも事業者の印を押印するのでしょうか。	受託者の印を押印させていただきます。
34	R2年 1月15日	業務委託契約書案	9	26	3		処理手数料の徴収事務	「委託に係る収入金又は収納を行うときは、収入事務委託身分証を携帯し」とありますが、対象者に別途市様から身分証を発行していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	徴収事務に係る対象者には、宮崎市より「収入事務委託身分証」を発行いたします。
35	R2年 1月15日	業務委託契約書案	11	33			下請又は再委託の禁止	7条1項と異なり、乙は、徴収事務について、一部であっても第三者に請け負わせ、または委託することができない旨が規定されております。乙から構成企業であれば請け負わせ、または委託することが可能という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	R2年 1月15日	業務委託契約書案	11	36	3			【乙が処理不適物を発見できず、…甲の被った損害・損失を負担するものとする。】とありますが、不可抗力によるものは免責と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力によるものは、業務委託契約書「第14章 不可抗力」にて記載しております。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
37	R2年 1月15日	業務委託契約書案	13	43	2,3		廃棄物等の性状	2項において、乙は運転管理マニュアルに従って処理不適物の混入防止を行うと規定されております。 一方3項においては、乙が「処理不適物を発見できず、その結果として甲に損害、損失が発生した場合は、乙は、甲が被った損害を賠償する義務を負う」と規定されており、運転管理マニュアルを遵守しても、結果として処理不適物の混入が防げなければ、乙は損害賠償義務を負うこととなっています。ごみ収集の性質上、処理不適物の混入を完全に防ぐことは極めて困難と考えますので、乙が損害賠償責任を負うのは、「2項に定める乙の義務を怠った結果」処理不適物を発見できなかった場合に限定との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
				36	2,3				
				49	2,3				
38	R2年 1月15日	業務委託契約書案	16	60			期間点検・補修・機器更新計画は、いつまでに提出し、どの程度の期間において承諾頂けるのかご教示願います。	No.29にて回答。	
39	R2年 1月15日	業務委託契約書案	17	65	4		損傷等の発見時の対応	「甲の費用負担により」と記載ございますが、本事業とは別予算で契約と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	R2年 1月15日	業務委託契約書案	18	69	4		情報管理業務	乙が業務を適切に実施していないと、甲が判断した場合において、甲は、乙に説明を求めることができると規定されておりますが、82条との関連が不明です。(69条には提出期日がいつまでと明確に記載ございません。また、82条には2か月・3か月・12か月とそれぞれ猶予期間の記載があり、どの書類がどれに該当するのかが不明確です。)情報管理業務のみ、本条項が適用される、という解釈でよろしいでしょうか。	第69条は情報管理業務、第82条は業務不履行に関する手続きを定めており、それぞれ別の内容を規定したものです。当然ながら、業務不履行の対象範囲は、情報管理業務を含めた全ての業務に及びます。
			22	82			業務不履行に関する手続		
41	R2年 1月15日	業務委託契約書案	18	70	3		業務実施状況の確認及び調査	「乙は、甲の通常の営業時間内」は「甲は、乙の通常の営業の時間内」の誤記かと存じます。	お見込みのとおりです。当該箇所を「甲は乙の通常の営業の時間内」に訂正します。
42	R2年 1月15日	業務委託契約書案	19	72	2		業務の改善勧告	「甲は、乙に対して改善勧告を行った場合、乙に支払う業務委託料を減額することができる」とありますが、どのような方式で減額されるのかが規定されておりませんので、計算式等をご教示願います。	1日当たりの固定費(年間の固定費を当該年度の日数で除した額)に要求水準未達の日数や運転停止の日数を乗ずることを想定しております。詳細は優先交渉権者との調整により、決定いたします。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
43	R2年 1月15日	業務委託契約書案	19	73	3		業務委託料の支払い	「物価変動等の経済的要因、法令の変更、…乙と協議を行ない、別紙11のとおり必要な見直しを行った上で、業務委託料を改定する」とありますが、別紙11には固定費の見直し方法等の記載がありません。 運転管理における人件費の上昇について、評価指標を用いたうえで見直しの対象としていただけるのでしょうか。	見直しの対象として想定しております。詳細は優先交渉権者との調整により、決定いたします。
44	R2年 1月15日	業務委託契約書案	19	73	3		業務委託料の支払	「物価変動等の経済的要因、法令の変更、運転状況の変化等により業務委託料の見直しが必要となった場合」とありますが、別紙11には法令変更についての記載はありません。 また、法令変更については84条に規定があり、その都度協議が可能であることから、84条が適用されるよう、本条においては「法令の変更」の記載についてはとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 法令変更に伴う追加費用の負担方法等については第84条の規定に基づき決定いたします。
45	R2年 1月15日	業務委託契約書案	19	73	5		業務委託料の支払	解除に至った際、79条3項で規定されている未払い分の業務委託料については支払いをお願いいたします	ご意見として承ります。
46	R2年 1月15日	業務委託契約書案	20	74				甲乙双方の故意または過失によって第三者に損害が発生した場合は、両者の帰責比率に応じて賠償するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	R2年 1月15日	業務委託契約書案	20	76	2		成果物の著作権	「甲は、本契約の目的を達成するために～乙が作成した成果物を無償で利用できる」と記載ございます。 「乙と協議の上」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	R2年 1月15日	業務委託契約書案	21	79	2	(2)	甲による本件契約の解除	「会社整理」は現存しない制度との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「(2)乙に係る破産、会社更生、特別清算若しくは…、又はその申立てがなされたとき。」に訂正します。
49	R2年 1月15日	業務委託契約書案	21	81	1		本件契約終了に際しての処置	「…所有する図面及び資料を開示する」とありますが、図面及び資料には、事業者のノウハウもありますので、事前協議を行い、事業者承諾したものを開示する旨明記をお願いします。 また、87条の秘密保持の対象として取り扱い願います。	特許技術等に係る部分については、図面及び資料の開示に際して乙と協議するとともに、第87条の秘密保持の対象とすることとします。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
50	R2年 1月15日	業務委託契約書案	22	82	(3)		業務不履行に関する手続等	「乙は、第三者に委託する上記業務にかかる費用をそれぞれ一切負担する」と記載ございますが、第三者の力量度合によってかかる費用は大きく変動します。仮に第三者に委託され、力量不足によって本事業の契約金額以上に至った場合は、費用負担について協議させていただけないでしょうか。	本市としては、乙の業務不履行に起因して発生する費用は乙に帰責性があると考えられるため、協議を行う必要はないと考えております。
51	R2年 1月15日	業務委託契約書案	22	82	(4)		業務不履行に関する手続等	「業務委託料を減額」する期間が明確に記載ございません。ご教示願います。	運転停止の日数や要求性能未達の日数等として想定しています。詳細は優先交渉権者との協議により決定します。
52	R2年 1月15日	業務委託契約書案	23	84			法令変更	「②その他の法令等の変更によって生じた追加費用については乙」と記載ございますが、前述①に記載の関連する法令以外でも仕様変更や追加費用に伴う事象は如何なる場合でも乙が支払うのではなく、協議とさせていただきます。	ご指摘の箇所は「協議が整わない場合」の費用負担のルールを定めています。この段階に至る前に協議を行うことから、修正の必要はないと考えます。
53	R2年 1月15日	業務委託契約書案	23	85	2		不可抗力	不可抗力により、本施設が損傷した時その復旧費用は、まずは御市が付保される(と想定される)全国自治協会災害共済事業にて、ご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	本市としては原案どおりで特段の問題はないものと考えますが、必要に応じて優先交渉権者と協議し決定することとします。
54	R2年 1月15日	業務委託契約書案	24	85	3		不可抗力	「但し、第1項但し書に係る損害は除くものとする」とありますが、1項但し書は相手方に対する損害についての規定です。本項で第三者への損害についての定めを言及しており、当項での内容をご教示願います。	第85条第3項本文は第三者に対し損害を及ぼした場合の費用負担に係る規定です。一方但し書きでは、甲乙が当該損害を最小限にする努力を怠った場合には、本文の規定に関わらず、その責に応じて第三者に対する賠償等に係る負担を行わなければならないという内容を定めています。
55	R2年 1月15日	業務委託契約書案	24	87			秘密保持	契約期間終了後も存続するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	R2年 1月15日	業務委託契約書案	別紙11				業務委託料の算出…	変動要素の見直し方法(3)「…大幅に乖離が生じた場合」とありますが、確認の意味を含め毎年定期的な見直しを行っていただくようお願いします。	ご意見として承ります。詳細については優先交渉権者との調整で決定します。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日:令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号				項目名	質問内容	回答
57	R2年 1月15日	業務委託契約書案	別紙11					業務委託料の算出…	「…当該指標は乙の提案について合理性及び妥当性があると甲が認める場合、」とありますが、本契約時に甲は乙が提案する当該指標について協議し決定する。また、事業開始後も合理性及び妥当性があると甲が認める場合、協議を行い見直しができる。」としていただくようお願いします。	ご意見として承ります。 詳細については優先交渉権者との調整で決定します。
58	R2年 1月15日	業務委託契約書案	別紙11					業務委託料の算出及び見直し方法等	見直し作業については別紙11(3)に記載がありますが、詳細が決まっておりません。具体的な見直し作業の手順については受注後業務委託契約書が締結される令和2年8月までに協議させていただくとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	R2年 1月15日	業務委託契約書案	別紙11					リスク分担表(案)	「物価変動」に係る費用増大リスクの“一定範囲内”の明確な基準定義(%等)をご教示願います。	優先交渉権者との調整で決定します。
60	R2年 1月15日	業務委託契約書案	別紙11					リスク分担表(案)	事業期間中の「施設破損・事故の発生」における事故・火災等による修復に係るコスト増大のリスクが事業者のみとなっております。事業者(乙)の責以外の内容につきましては、免責とさせていただきます。 例:一般搬入ごみ起因による火災、乙起因ではない場内での第三者行為による事故等。	事業者側の責以外であると本市が認めるものについては免責を認めます。
61	R2年 1月15日	リスク分担表案						物価変動	一定の範囲を超えた場合、御市の分担とありますが、詳細につきましては受注後業務委託契約書が締結される令和2年8月までに協議させていただくとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	R2年 1月15日	リスク分担表案						不可抗力	不可抗力による損害が発生し、その修復のため事業の遅延が発生するリスクにおいて「一定の範囲内」とは、具体的に何を想定されてますでしょうか(例遅延損害金・損害賠償・委託料の不払い)。	天災等によって機器設備等が破損し、修復のため廃棄物の受入や処理に制限が発生したり遅延が生じる場合において、通常時とは異なる人員や物資等の費用を要する場合等を想定しています。

「エコクリーンプラザみやざき運転管理等業務委託事業」 提案書類に関する質問・回答

最終更新日: 令和2年1月15日

回答番号	回答日付	文書名	ページ	項目番号			項目名	質問内容	回答
63	R2年 1月15日	リスク分 担表案					施設破損事 故の発生	<p>事故・火災等による修復に係るコスト増大のリスクとは具体的に何を指しますでしょうか。</p> <p>受注者の責による施設損傷は、受注者の費用により修復いたしますが、受注者の責でない施設損傷は御市の負担リスクと理解します。御市が付保される(と想定される)全国自治協会災害共済事業にて、ご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本件公募における業務範囲には、全般的な施設の運転管理業務に加え、各施設の警備業務や消防設備の点検業務等、事故や火災を未然に防ぐための業務が含まれております。従って、基本的に事故や火災による修復に係るリスクは事業者側に負担していただきます(不可抗力については別に定めております)。</p>
64	R2年 1月15日	リスク分 担表案					施設破損事 故の発生	<p>施設・設備の老朽化に起因する施設破損のリスクにつきましては、事業者側の責ではないと考えます。従いまして、リスク分担は本市側への変更をお願いいたします。</p>	<p>本公募では、契約期間全期間にわたり、施設の基本性能を維持することを事業者に求めています。従って、事業者は施設・設備の老朽化に起因する施設破損が生じないように適切に保全(点検・修繕・更新)する必要があり、これを怠ることにより生じるリスクは事業者側に負担していただくこととします(不可抗力については別に定めております)。</p>
65	R2年 1月15日	様式集	8	4			様式第8号-4 変動費総括 表	<p>下欄に本総括表の内容を「2-A」～「2-E」に記載、表1、表6、表7の記載内容と整合するようにすること」とありますが、本総括表に記載の金額すべてが変動費として取り扱われるのでしょうか。</p> <p>運転管理業務積算表(表6)資材原価明細表の費目欄には、処理量に応じて必要とする費用が変動する経費以外も含まれており、業務委託料の算出に反映させるのは好ましくない項目も含まれますが、趣旨をご教示願います。</p>	<p>公募における提案内容の比較に際し、運転管理業務の見積費目を簡潔かつ明瞭に分類するため、「資材費」の費目を設け、この中に車両に係るリース費や保険料も区分しています。一方で、計画処理量と見積資材費の相関関係を把握するため、様式第8号-4「変動費総括表」の提出を求めるとしました。ご指摘のとおり、資材費の中にはごみ量に応じた変動のない固定的な経費も含まれるため、契約の際には、この中から妥当な経費を抜粋し、変動費として取り扱う予定です。</p>